

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

提出書類の不足や不備がありますと受理ができませんので、提出前に必ずご確認をお願いします。

計 画 日:	令和 年 月 日
完 了 日:	令和 年 月 日
賃金締切日	日 / 支払日(当・翌)月 日

申請事業所名	
助成金担当者名 又は社会保険労務士 (提出代行・事務代理)	
TEL	

I 完了届・事業所設置に関する提出書類

No.	提出書類・添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1★	【地様式第8号】「(地域雇用開発コース)完了届(第1回支給申請書)」(R7.4.1版)	☐	☐
2★	【地様式第12号】「(地域雇用開発コース)事業所状況等申立書」(R6.7.1版)	☐	☐
3★	【共通要領 様式第1号】「支給要件確認申立書」 ※提出時の最新版	☐	☐
4	【地様式第2号】「計画書認定・不認定通知書」(写) ※計画届を提出後に、労働局から送付された通知書	☐	☐
5	個人事業の場合は開廃業届(写) ※法人の場合、登記簿の提出は不要	☐	☐
6	定款(写) ※個人事業は不要	☐	☐
6	営業許可書等(写) ※許可や認可が必要な事業の場合は必須	☐	☐
7	(チェックリスト別添)「割増賃金確認表」 ※支給基準日の属する月の分	☐	☐
～初めて助成金の申請を行う場合のみ～			
8★	「支払方法・受取人住所届」 ※通帳等(写)(表紙及び表紙をめくった部分)を添付 ※口座名義(フリガナ)、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの	☐	☐
～計画書記載事項について変更届を提出した場合のみ～			
9	【地様式第5号】「(地域雇用開発コース)計画届変更届受理通知書」(写) ※変更届を提出後に、労働局から送付された通知書	☐	☐

(★)申請様式(No.1～3, 8)は厚生労働省のHPでダウンロード可能です。

～ダウンロード手順～

①「厚生労働省 雇用関係助成金」で検索

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

②「事業主の方のための雇用関係助成金」ページ内の「助成金一覧」を選択、「6.地域雇用開発助成金」の「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」を選択

③No.1、2は「□申請書ダウンロード」から、No.3、8は「□雇用関係助成金に共通の要件等」から 該当する書類を印刷
※両面印刷

【ご注意ください】

- ・不足や不備がある場合は、原則、受理ができません。
- ・申請の内容によっては、上記の他に、石川労働局が必要と認める書類を求める場合があります。
- ・申請内容について他の補助金等との併給を調整するため県・地方自治体等行政各庁と共有することがあります。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

Ⅱ 対象労働者の証明に関する書類等

No.	提出書類・添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1★	【地様式第13号】「(地域雇用開発コース)対象労働者申告書」(R5.4.1版)	☐	☐
2★	【地様式第14号】「(地域雇用開発コース)対象労働者雇用状況等申立書」(R7.4.1版) 【対象労働者分】	☐	☐
3	雇用契約書(写)又は労働条件通知書(写)【対象労働者分】 ※雇入れ時から変更が生じている場合は、変更後の書類も必要になります	☐	☐
4	出勤簿又はタイムカード(写)【対象労働者分(雇入月～完了日までの全期間分)】	☐	☐
5	賃金台帳(写)【対象労働者分:雇入月～完了日を含む支給月の全期間分】	☐	☐
6 ① ② ③ いずれ か	①ハローワーク紹介による採用の場合 ----- ハローワークの紹介状(写)又は募集に係る求人票控(写)【対象労働者分】 ※紛失や控えを取っていない場合は、完了届提出時に石川労働局にお伝え下さい。 ハローワークで再交付はおこなっていませんのでご注意ください。	☐	☐
	②ハローワーク以外の民間の職業紹介事業者の紹介による採用の場合 -----	☐	
	民間の職業紹介事業者が発行する職業紹介証明書【対象労働者分】	☐	
	③災害関係離職者(※注)を再度雇い入れする場合 ----- 「災」離職票(写)【対象労働者分】 (※注)能登6市町に事業所を有する事業主に雇用された者が、能登半島地震により雇用保険の特例措置による 離職票の交付を受け、当該事業所に再度雇い入れられ、当初より一般被保険者として継続して雇用される者	☐	
～石川県が地域活性化雇用創造プロジェクトとして実施し承認を受けた事業に参加する場合～			
7	住民票(写)【対象労働者分】 ※(重要)マイナンバー記載のないもの	☐	☐

★No.1、2の申請様式は、厚生労働省のHPでダウンロード可能です。ダウンロード手順については、チェックリストⅠをご確認ください。

【提出時のお願い】

- No.2～7の書類については、各書類を 対象労働者ごとにまとめて提出をお願いします。
- No.4、5は複数対象者がまとめて表示される様式もありますが、対象者が明確に分かるようにお願いします。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

Ⅲ 設置・整備費用の証明に関する書類等

No.	提出書類・添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1★	【地様式第16号】「(地域雇用開発コース)設置・設備費用申告書」(R5.4.1版) ※動産・不動産に関わらず金額の大きい順に記載して下さい。	☐	☐
事業所の設置・整備について、他の補助金・助成金を受けている場合は、下記2もご確認ください。			
2	①補助金・助成金の名称:	☐	☐
	②上記①の申請先:		
	要綱・申請書・交付決定通知書 ※交付を受けた対象が確認できるもの ※交付を受けた補助金・助成金と、地域雇用開発助成金(厚生労働省の雇用関係助成金)との併給の可否について、交付を受けた補助金・助成金の窓口にあらかじめ確認をお願いします。		

◎「創業」に該当する場合は、下記の書類も提出してください。

No.	提出書類・添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
3	(個人事業主の場合)開業届(写) ※チェックリストⅠで添付済の場合は省略	☐	☐
4	営業許可証(写) ※許可や認可が必要な事業の場合に提出	☐	☐
5★	【地様式第3号】「申請事業主の職歴書(創業)」(R1.5版) 〈法人の代表者・個人事業主〉 ※直近の状況を記載してください	☐	☐

創業の要件について、下記にご注意ください

- 支店や新店舗の設置、分社化、事業主の交代、事業拡大による新分野進出などは創業として認められません。
- 創業要件については、以下の全てを満たしている必要があります。
- ①新たに法人の設立または個人事業の開業を行う中小企業事業主であること
 - ②営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと
※営業譲渡契約等の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、営業譲渡等と判断する場合があります。
 - ・屋号が同一である
 - ・取引先(顧客を含む)が引き継がれている
 - ・商品・メニューなどが同一である
 - ・労働者が引き継がれている
 - ③創業当初から、設立した法人または個人事業主の業務に専ら従事する事業主(法人の場合は代表者)であること
※兼業している場合(名義の使用のみの場合を含む)は、収入の有無、勤務時間外にかかわらず認められません。
 - ④創業基準日※の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過するまでに計画書に申請事業主の職歴書を添付し、提出すること
※創業基準日 …… 法人の場合: 法人設立の日
個人事業の場合: 税務署に提出した「個人事業主開業・廃業等届出書」に記載した開業日、または雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早いほう
 - ⑤親会社、子会社または関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと
 - ⑥法人の代表者または個人事業主が創業基準日から過去3年以内に法人の代表者または個人事業主であったことがないこと
 - ⑦取締役会等の構成員の過半数が、他の事業主の取締役会等の構成員や元構成員でないこと
- 詳細については、こちらまたは石川労働局HPに掲載の支給申請の手引き(能登半島地震特例)でご確認いただけます。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)